

## 池田町道路の構造の技術基準に関する条例（案）の概要について

### 1. 条例の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成23年法律第37号）により道路法が改正されたことに伴い、町道の構造の技術的基準を、政令（道路構造令）を参酌して条例で定めることとなりました。

### 2. 政令（道路構造令）の体系

政令の条数	そのまま準拠する条数	参酌する条数	
			独自基準を設ける条数
41条	5条 （政令第4条、第12条、 第35条第2項及び第3 項、第39条第4項、第 40条第3項	36条	うち4条

### 3. 条例で定める独自基準

#### ① 1.5車線的な道路整備のための道路区分

地形状況等のやむを得ない理由のみ許されていたものを、地域の実情から早期に改良する必要がある区間においても、2車線改良と1車線改良、待避所設置等を組み合わせた1.5車線的な道路整備を行うことができる規定を設ける。

#### ② 停車帯の幅員

大型自動車通行台数が全体の通行台数に占める割合が少ない場合のみ縮小できるとあるものを、地域の実情（地形状況等）に合わせ、1.5mとする規定とする。

#### ③ 歩道の幅員

歩道の幅員は、2.0m以上とすることとなっているが、地形状況等の特別な理由によりやむを得ない場合に1.5mまで縮小できる規定を設ける。

#### ④ 交差点部の車道幅員

都市部（市街地）の道路に加え、地方部（郊外）の道路についても、直進車線や右折車線の幅員を縮小できる規定を設ける。

### 4. 施行予定日

平成25年4月1日

## 池田町道路に設ける道路標識の寸法を定める条例（案）の概要について

### 1. 条例の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、「道路法」の一部が改正され、町道に設ける道路標識の寸法については、府省令（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令）を参酌して条例で定めることとなりました。

### 2. 条例の基本的な考え方

《府省令の体系》

府省令	条例制定条項
第1章（道路標識 第1条～第4条） 第2章（区画線 第5条～第7条） 第3章（道路標示 第8条～第10条）	第1章（第3条）道路標識の寸法

道路法の一部改正により、法第45条に第3項が追加され、府省令で定められていた案内標識と警戒標識の寸法に関する基準を、各地方公共団体ごとに条例で定めることとなりました。

その府省令に定められている標識の寸法と、文字の大きさについて、池田町は交通の安全を確保するため、省令と同じ内容の基準で定めます。

### 3. 施行予定日

平成25年4月1日

池田町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例（案）  
の概要について

1. 条例の趣旨

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（平成 23 年法律第 105 号）により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が改正されたことに伴い、町では町道における移動等円滑化基準（特定道路を新設又は改築を行う際の道路の構造に関する基準）を、省令（移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令）を参酌して条例で定めることとなりました。

2. 省令（移動等円滑化基準）

省令の条項数	参酌する条数	
	削除する条項	
第 1 章（総則 第 1 条～ 2 条） 第 2 章（歩道橋 第 3 条～10 条） 第 3 章（立体横断施設 第 11 条～第 16 条） 第 4 章（乗合自動車停留所 第 17 条～第 18 条） 第 5 章（路面電車停留所等 第 19 条～第 21 条） 第 6 章（自動車駐車場 第 22 条～第 32 条） 第 7 章（移動等円滑化のために必要なその他の施設等 第 33 条～37 条）	37 条	第 5 章 路面電車停留所等

3. 条例の内容

- ① 移動等円滑化基準第 5 章第 19 条～21 条 路面電車停留所等に関する項目については、池田町内に路面電車が存在しないため、削除する。
- ② その他の項目について、省令に準書する。

4. 施行予定日

平成 25 年 4 月 1 日